

お客様 各位

栃木信用金庫

手形・小切手の最終振出期限等の設定について

平素より当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の電子化に向けた取組みの一環として、「手形・小切手の最終振出期限」、「他金融機関を支払地とする手形・小切手等の入金扱いの受付終了日」を設定させていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 手形・小切手の最終振出期限の設定

最終振出期限：2026年9月30日（水）

※2026年10月1日(木)以降に振り出された当金庫の手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。

2. 他金融機関を支払地とする手形・小切手等の入金扱いの受付終了日

受付終了日：2026年9月30日（水）

※2026年10月1日以降は、支払金融機関への呈示が必要となります。

※当金庫の本支店を支払地とする手形・小切手は受付可能です。

3. 実施済みの取組み

取組み事項	実施時期
当座預金の新規口座開設終了	2025年3月31日
2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立終了	2025年3月31日
当座勘定からの払戻方法(払戻請求書)の追加	2025年8月1日
手形・小切手の発行受付の終了	2025年12月30日

4. 本取組みの背景

2021年6月に政府は2026年度末まで手形の利用廃止、小切手の全面的な電子化の方針を示しています。これを受け、当金庫でも、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みを進めるとともに、ペーパーレスによる環境保全も踏まえて実施するものです。**手形・小切手に代わる決済手段として、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）等の電子決済サービスをご利用ください。**

以 上